

札幌市からの意見聴取案件 グループ②

札幌圏都市計画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更 (北海道決定)

はじめに

札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

【通称】

区域マスタープラン

【根拠法】

都市計画法第6条の2

【決定権者】

都道府県

(都市計画法第15条)

案の申し出 (今回の意見聴取)

【内容】

市町村から都道府県に対して、
区域マスタープランの変更案
の申し出

※「第3次札幌市都市計画マスター
プラン(案)」や「第2次札幌市立地
適正化計画(案)」などの改定内容
の一部を反映

【根拠法】

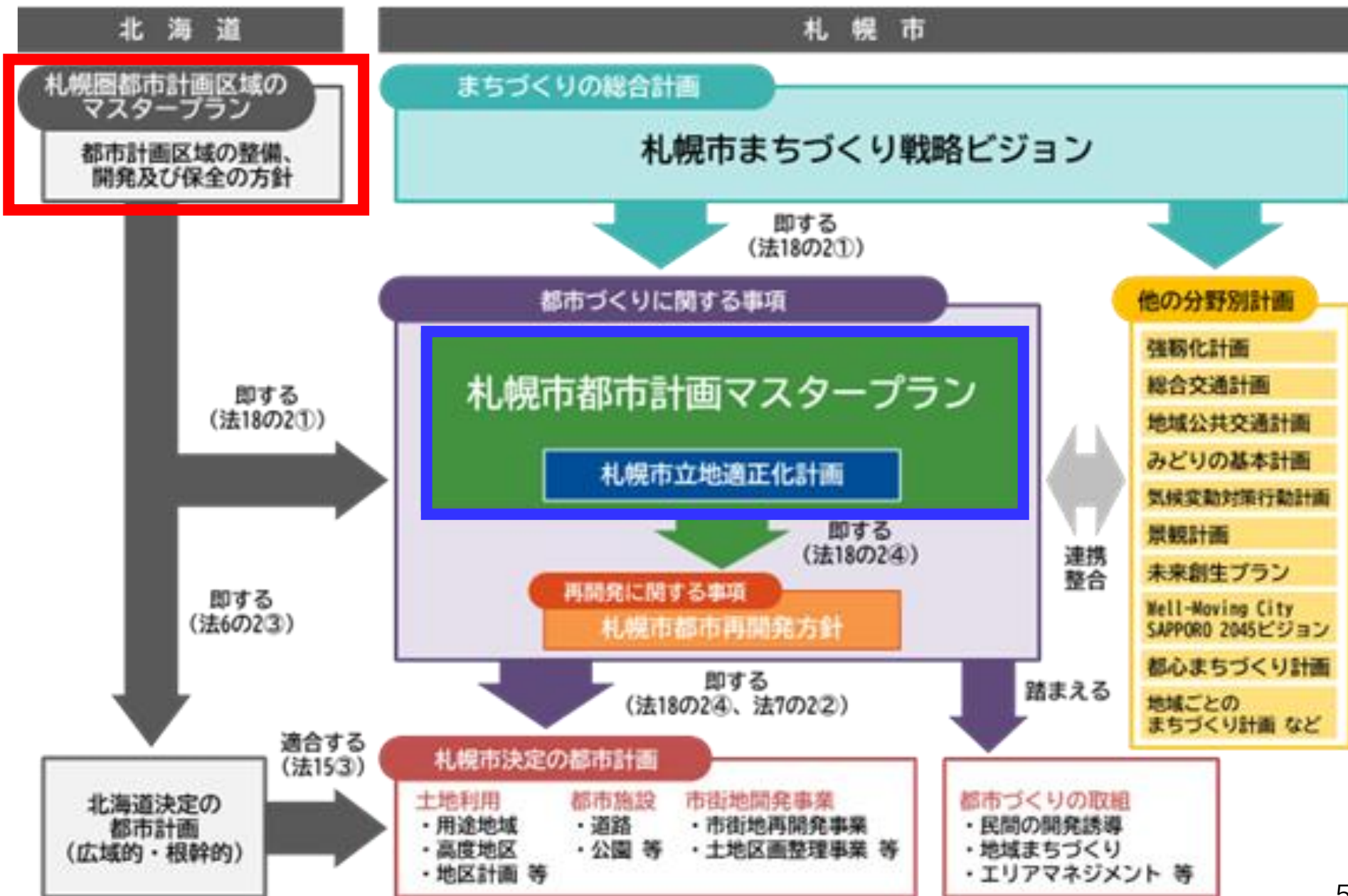
都市計画法第15条の2

目次

1. 区域マスタープランの概要や位置付け
2. 変更の概要
3. 今後の予定

1. 区域マスタープランの概要や位置付け

1-1. 区域マスタープランの位置付け



1-2. 区域マスタープランの概要

区域マスタープラン (都道府県が定めるもの)

【都市計画法第6条の2】

・一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、**一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるもの**

即する

市町村マスタープラン (市町村が定めるもの)

【都市計画法第18条の2】

・各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、**より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの**

札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・**札幌市、小樽市(石狩湾新港部分)、江別市、北広島市、石狩市**の5都市で構成される札幌圏の都市計画の方針

1-3. 区域マスタープランの見直し

現行の区域マスタープラン(令和3年3月23日 北海道決定)

目標年次:令和12年(2030年)

【中間見直しの考え方】

～第2回定時策定の中間見直し事務要領:北海道～

- 長期的な安定が求められる一方で、必要に応じて弾力的かつ機動的な対応も求められる
- 第2回定時見直し時(令和2年～3年)には想定されていなかった社会情勢の変化やプロジェクト等に対する見直しに限定
- 次回の定時見直しまでに、**具体の都市計画の決定又は変更で支障が生じる場合に限定**

次回の第3回定時見直し

実施予定年度:令和11年(2029年)～令和12年(2030年)

1-4. 区域マスタープランに定める項目

【Ⅰ 都市計画の目標】

- 目標年次、範囲、都市づくりの理念

【Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針】

- 区域区分の有無
- おおむねの人口、産業の規模、市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

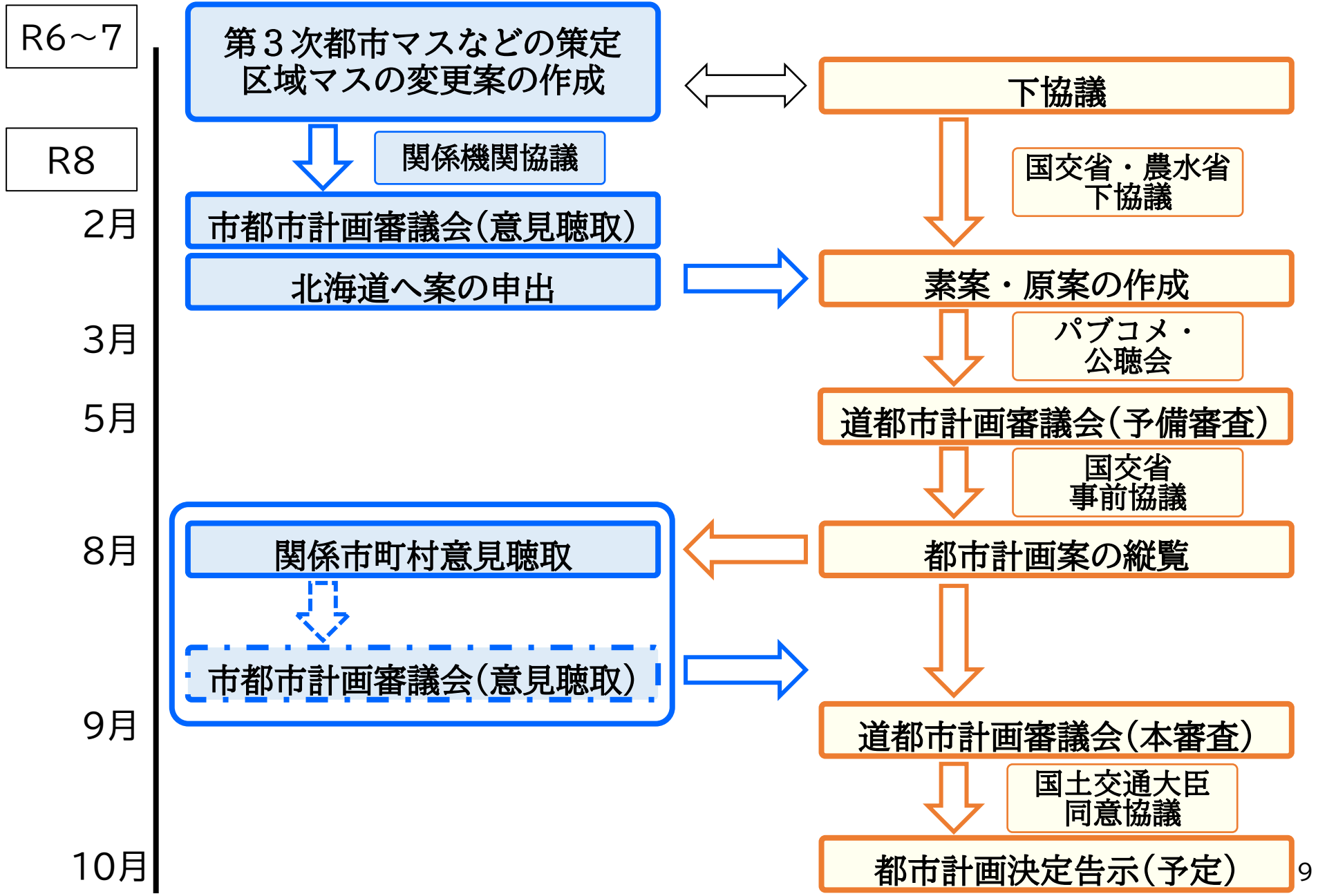
【Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針】

- 土地利用
- 都市施設(交通施設、下水道及び河川、その他)
- 市街地開発事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業)
- 自然的環境(公園など)

1-5. 区域マスタープランの変更手続き

札幌市

北海道

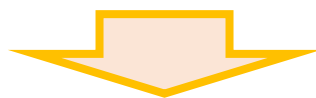


2. 変更の概要

2-1. 中間見直しのポイント(札幌市関係分)

中間見直しの目的

- 現在、策定中の「第3次札幌市都市計画マスタープラン(案)」、「第2次札幌市立地適正化計画(案)」、「札幌市都市再開発方針(案)」の改定内容の一部を反映



【見直し項目:「Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針」】

① 土地利用

「高次機能交流拠点」、「工業地・流通業務地」、「市街化調整区域」、「その他(都心周辺、幹線道路等、跡地活用)」など

② 都市施設(交通施設)

③ 市街地開発事業

④ 自然的環境(公園)

2-2. 主な変更内容(札幌市関係分)

【① 土地利用:高次機能交流拠点】 計画書6~8,9,11ページ

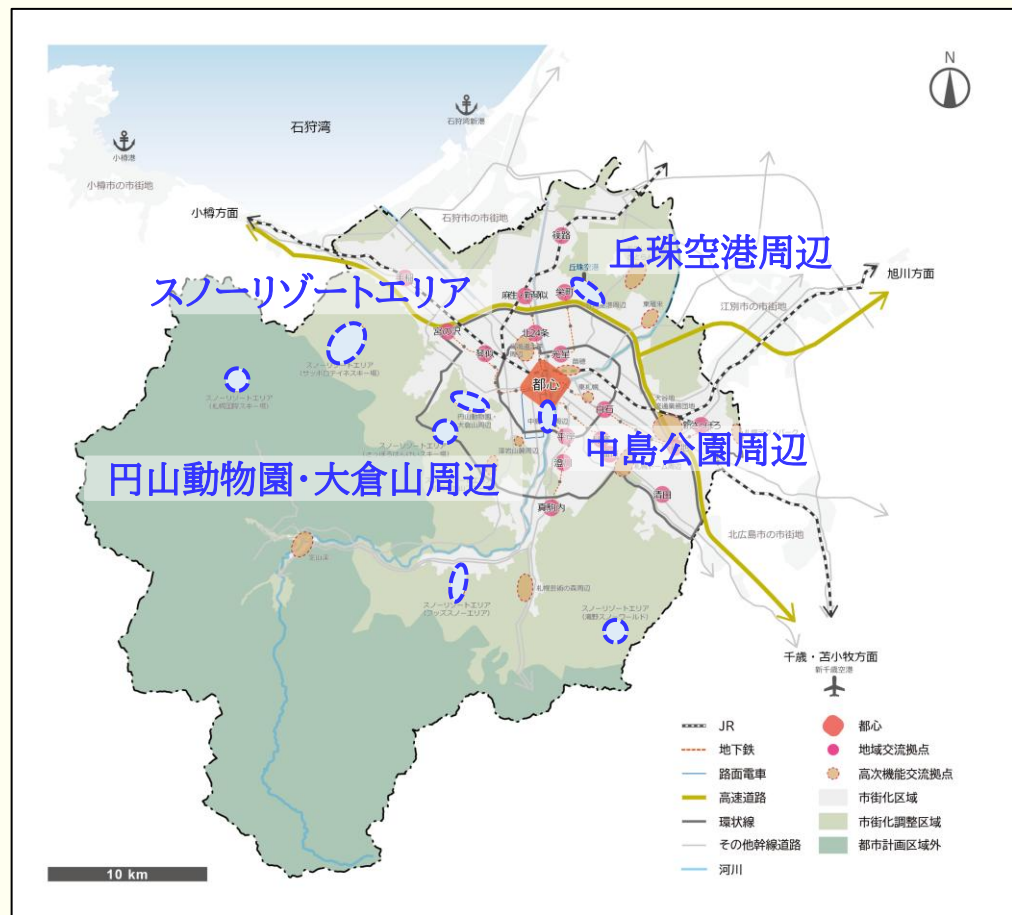
○ 高次機能交流拠点の追加

→「丘珠空港周辺」・「スノーリゾートエリア」・「中島公園周辺」・「円山動物園・大倉山周辺」

○ 都市機能の高度化・集積

→都市機能の高度化や集積に向けて、その拠点の魅力の向上に資する土地利用計画制度の運用などを推進

→市街化調整区域の高次機能交流拠点周辺は、自然環境の保全や都市構造の秩序の維持を前提としつつ、地域特性を踏まえた地区計画等の活用について検討



2-2. 主な変更内容(札幌市関係分)

【① 土地利用：市街化調整区域】計画書12ページ

○ 産業振興に資する土地利用の活用 など

→ 高い交通利便性を有している地区においては、工場などの立地を検討するとともに、地域経済活動をけん引する新たな産業の振興を促す

【① 土地利用：公園】計画書4ページ

○ 公園における民間活力の導入

→ 地域に応じた課題解決や市民の利便性の向上などを図るため、みどりが有する多様な機能や魅力の活用、民間活力の導入を図る

【② 都市施設：交通施設】計画書17ページ

○ 丘珠空港の機能強化や利活用促進 など

→ 道内航空ネットワークの拠点としての役割に加え、機能強化や利活用促進に向けて、航空ネットワークの充実・強化を図る

3. 今後の予定

3. 今後の予定

札幌市

北海道

「都市計画法」に基づく案の申し出
令和8年2月下旬(予定)

(以降、北海道が行う手続き)

北海道都市計画審議会(予備審査)
令和8年5月下旬(予定)

「都市計画法」に基づく案の縦覧
令和7年8月中旬～下旬(予定)

北海道都市計画審議会(本審査)
令和8年9月上旬(予定)

都市計画変更告示
令和8年10月中旬(予定)